

## 全般

各編の順序替えを行い、それに伴う図表番号及び文言、ページ番号などの校正を行った。基準の変更や追加は、以下に記す。

## 第1編 給水装置工事 設計・施行基準

- 1-3-4 (3) 受水槽給水方式の受水槽容量と計画使用水量 「表1-8 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」を空気調和・衛生工学会便覧のものに変更。(建物ごとの計画使用水量算定根拠が変更されます。)
- 1-3-10 (5) 非常用メータ・共用メータにて、それぞれの定義を明記
- 1-3-10 (8) 「表1-20 メータ寸法表」に、50mm以上の場合のメータ寸法を明記。
- 1-3-10 (9) 50mmのメータボックスについて、コンクリートブロック積等であることを廃止し、あくまで内寸を必要寸法確保することを必須とする
- 1-3-10 (10) パイプシャフト内に複数のメータを設置する場合のピット必要寸法については担当者と協議すること
- 1-3-10 (10) メータユニットのスライド部リングは、東京都仕様を標準(メータは表1-20によるもの)とする
- 1-3-14 スプリンクラー設備に関する規定を明記
- 1-4-1 提出書類一覧を更新
- 1-6-1 検査 サドル分水栓を使用した分岐工事の際、局が行う耐圧検査は0.75MPaとする(その他分岐及び内部検査については従来通り1.0MPaにて実施)

## 第2編 3階建以上直結直圧給水方式

第4編からの移動、題名を「3階建以上直結直圧方式 設計・施工基準」→「3階建以上直結直圧給水方式」に変更

- 2-2-4 設計 配水管最小動水圧0.30MPa以上のとき、設計水圧0.25MPaを追加。
- 2-5-2 改造工事に係る協議 詳細を明記した(増圧と似た内容)。基本的には、「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項(平成17年9月5日付健水発第0905001号)」を遵守すること。とした。

## 第3編 直結増圧給水方式

題名を「直結増圧方式 設計・施工基準」→「直結増圧給水方式」に変更

- 3-2-1 設計水圧について、「0.23MPa~0.25MPa」のとき「0.18MPa」を追加
- 2-5-2 改造工事に係る協議 詳細を明記した。基本的には、「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項(平成17年9月5日付健水発第0905001号)」を遵守すること。とした。

## 第4編 受水槽給水方式

第2編からの移動、題名を「受水槽以下の給水設備の指導基準」→「受水槽給水方式」に変更

- 4-1-3 非常用給水栓 追加し、非常用給水栓に係る事項を記載。

## 第5編 資料編

- ・設計・施工基準の簡素化を図るため、水理計算例や受水槽以下の給水設備に関する事項(高架水槽、維持管理の基準等)、などを資料編に移動した。

※様式の一部を近日改定予定